

平成30年6月定例会厚生産業常任委員会

平成30年6月19日 午後1時30分開会 委員会室

小熊委員長 午前中の総務文教常任委員会に引き続き、大変ご苦勞様でございます。ただいまから、厚生産業常任委員会を開会いたします。現在の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。本日は連合審査となっておりますので、ご承知おき願います。審査に入ります前に、村長からご挨拶をお願いします。

村長 午前中に続きまして、厚生産業常任委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。案件は、お手元の付託表のとおり12案件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

小熊委員長 ありがとうございます。

審議に入ります前に建設企業課長より6月18日の本会議の総括質疑において、本多隆峰議員より質問に対する答弁の申し出がありますので、これを許します。建設企業課長。

建設企業課長 説明いたします。平成29年度専決補正予算の都市再生整備事業の交付内示日は平成29年3月31日でした。以上です。

小熊委員長 ありがとうございます。これより審査に入ります。

本委員会に付託されました、専決補正予算8案件、補正予算2案件、条例改正2案件を議題といたします。以上、12案件につきましては、初日に提案説明が行われておりますので、早速審査に入ります。

なお、審査につきましては、付託された案件をそれぞれ平成29年度補正予算、平成30年度専決補正予算、補正予算、条例改正に区分して審査し、最後に付託案件外について発言を求めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

最初に、承認第4号専決処分の報告について、平成29年度弥彦村一般会計補正予算（第10号）のうち、歳出の第3款民生費、第1項社会福祉費及び第2項児童福祉費、第4目子育て支援事業費第11節需用費、第4款衛生費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について、委員の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。（なし）

質疑なしと認めます。

次に、委員外の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。（なし）

質疑なしと認めます。以上で、平成29年度一般会計専決補正予算についての質疑を終わります。

次に、承認第5号平成29年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）より、承認第11号平成29年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第2号）までの、特別会計及び企業会計補正予算7案件について、委員の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑は、ございませんか。（なし）

質疑なしと認めます。

次に、委員外の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。（なし）

質疑なしと認めます。以上で、特別会計及び企業会計の専決補正予算6案件についての質疑を終わります。

続いて委員による討論に入ります。討論はございませんか。

（なし）

討論なしと認めます。お諮りいたします。ただいま、議題となっております平成29年度補正予算7案件につきまして、村長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。（異議なし）

異議なしと認めます。したがって、当委員会に付託されました平成29年度専決補正予算7案件につきましては、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第12号専決処分の報告について、平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第1号）のうち、歳出の第7款商工費について、委員の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。（なし）

質疑なしと認めます。

次に、委員外の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。（なし）

質疑なしと認めます。以上で平成30年度専決補正予算についての質疑を終わります。続いて委員による討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。お諮りいたします。ただいま、議題となっております平成30年度一般会計専決補正予算1案件につきまして、村長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。したがって、当委員会に付託されました平成30年度一般会計専決補正予算1案件につきましては、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第34号平成30年度弥彦村一般会計補正予算（第2号）のうち、歳出の第3款民生費、第4款衛生費、第7款商工費及び、議案第36号平成30年度弥彦村水道事業会計補正予算会計補正予算（第1号）について、委員の

方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。(なし)
質疑なしと認めます。

次に、委員外の方でご質疑があればこれを許します。

ご質疑はございませんか。(なし)
質疑なしと認めます。

以上で、一般会計及び水道事業会計補正予算の質疑を終わります。続いて委員による討論に入ります。討論はございませんか。(なし)

討論なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております、平成30年度補正予算について、村長提案のとおり可決することにご異議ございませんか。(異議なし)

異議なしと認めます。したがって、当委員会に付託されました平成30年度弥彦村水道事業会計補正予算は、提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号「指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び、議案第39号「弥彦村地域包括支援センターの包括支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、委員の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。(なし)
質疑なしと認めます。

次に、委員外の方でご質疑があればこれを許します。ご質疑はございませんか。(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、条例改正2案件についての質疑を終わります。続いて委員による討論に入ります。討論はございませんか。(なし)

討論なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております、条例改正について、村長提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって、当委員会に付託されました条例改正2案件は、提案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました、平成29年度補正予算7案件、平成30年度専決補正予算1案件、条例改正2案件の審査は終了いたしました。

その他、付託案件外で、委員の方で、質問、意見等がありましたら発言を許します。発言はございませんか。柏木委員。

柏木委員 建設企業課長、お願いします。村民の方から議会で聞いてほしいと言われまして、質問いたします。場所は黒滝要害線です。黒滝の後ろの手前で通行止めになっていて、標識がありましたが、その奥の話です。それから4、

500m行きますと分水の境界まで林道がありますが、ここ3、4年林道の草刈りをしていない話がありましたので、実際、見に行きました。確かに草がボーボーで、木は倒れていて、車の通れるような状態ではなかった。そして、私は朝の7時から8時くらいの間に行きましたので、自分一人で行きますと心細いような雰囲気がありました。道路には動物の糞があったり、今、いのししが出るのではないかとか、かもしかの話思い出しながら現場に行きました。林道は急峻な場所に造られていますので、所々陥没箇所があって、この道路はどうかなと思いました。課長も現場を見られたかと思いますが、どう思われたかお考えをお聞かせください。

建設企業課長 今現在、地震の影響で、地盤沈下していて、でこぼこしており、車が通れない状態になっております。また、倒木もあり、その影響で通行止めらせてもらいました。修繕のことも考えたのですが、歩くと200mくらいで行き止まりになっていますので、観光客にも影響は少ないかなと考えています。住民の皆さんの生活に直結しているわけではないので、今は通行止めという状況にさせてもらっています。補修は今後予算のこともありますので、内部で考えさせていただきたいと思えます。

柏木委員 地震もあったと思えますし、急峻な場所で大雨が降ったりすると、以前林道の入り口が地滑りして改修した記憶があります。この道は旧分水町と林道を開設した中で、結果的には分水さんの方で土地買収がうまくいなくて、つながっていないという道路ですが、今のままだと簡単な通行止めになっていますので、やはり完全に通行止めであるという標識が必要だと思えます。課長の話で、今後予算がつけば直すかもしれないということでしたが、今のところ、財政的なことを考えたり、需要度を考えたりすると通行止めという話でしたが、人が入り込まないような完全な通行止めにしていかないと問題があった時に困ります。

建設企業課長 議員さんのおっしゃるとおり、万が一事故が起きてからは大変なことになりますので、現場を確認して人や車が通れないように対処したいと思えます。

柏木議員 今の状態ですと、持ち上げますと車が簡単に通れるようになっておりますので、通行止めにするのであれば、より頑丈な通行止めして頂きたいと思えます。

小熊委員長 他に、ご質問はございませんか。板倉委員。

板倉委員 2点ほどあるのですが、先般一般質問の中でも質問しましたが、その中の絡みなののですが、職員で点字や手話ができる人は在籍しているのでしょうか。

福祉保健課長 残念ながら職員にはおりません。

板倉委員　できましたら、点字や手話ができるのが望ましいのですが、こないだの要望書が出された中でも、職員に周知はします。という話がありました。周知はしているのでしょうか。周知しても誰も手を挙げる人がいない場合、そのままにしていたのか。少しでも職員ができるような方策をとったのでしょうか。

福祉保健課長　昨年、広報に手話の講習会について載せました。職員だけでなく、村内住民の方を対象に募集したのですが、私も参加させていただきました。ただ難しく月に1度の講習会だったので、少ししか身につけませんでした。なかなか職員の方でやるというのも難しいのですが、対応としましては、社会福祉協議会の職員で手話ができるものがありますので、何かあった時にはこちらの方に依頼して、そういう部分では付き添いなどをお願いしています。これは障害サービスの中にそういうサービスがありますので、社会福祉協議会の方に委託をお願いしています。

板倉委員　できましたら、職員の中であれば、他の市町村でも職員の皆さんが勉強しているので、それが活かされているか使えるかどうかは別の問題としてもそういう気持ちを持っていただきたい。今ほど、社協さんの話が出たのですが、最近新聞で介護施設、弥彦村の中には3か所ほど介護施設があるのですが、その介護施設で入所者の方に職員が暴力やいじめを行っている記事が目につきます。弥彦村の中にはないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

福祉保健課長　昨年、29年度に1件、通報がございました。ただそれは施設の方に確認にまいりまして、いろいろ調査したのですが確認はできない状況でございました。

板倉委員　生活支援ハウスというのがありますが、それは村の委託でしょうか。

福祉保健課長　村の委託ではなく、指定管理でお願いしています。先程の件について29年度の終わりに今1件来ています。それについては、今調査を進めておりまして、後でご報告しようと思っていました。

板倉委員　その社会福祉協議会で生活支援ハウスの中での話なのですが、実は最近入所者の事故があったという話を聞きましたが、その報告はありますか。

福祉保健課長　報告は受けています。普通に朝はしっかりご飯を食べて、自立している方で、自分のことは自分でしていた方です。朝は支援員の方が顔を出して確認をしています。その後10時半くらいにお茶を飲みましょうということで声かけをした段階で、自室で倒れていたということです。

板倉委員　10時半ですか、間違いはないですか。

福祉保健課長　はい。今手元にないのですが。

板倉委員　私の聞いている話では、お昼の食事を一人でしていて、食べ物を

のどに詰まらせたらしく部屋の中に倒れていた。たまたま隣の方がその部屋をのぞいたら、その方が倒れていたのを見つけて、看護師さんと呼ばれて行って、その後家族の方に知らせて、119番通報をした。ただ搬送先の病院で死亡が確認されたということなのですが、私の知っている情報とそちらの把握している情報の日付が違うかもしれませんが、今年9日の出来事で間違いはないか。

福祉保健課長 土曜日の10時半と聞いています。お茶の時間に職員が行って、その段階で職員が確認したと聞いています。

板倉委員 9日土曜日ですか。

福祉保健課長 そうです。

板倉委員 死亡された方は、常日頃元気な方で、原因は病気なのか、食事を喉に詰まらせたためか、私に話をくれた人も死亡診断書も確認していないが、ただ日誌に6月9日居室内で倒れているところを発見して救急搬送しましたが、亡くなりました。と当日の日誌のメモ欄に付箋が貼ってあって、家族が荷物を取りに来られるかもしれないのでよろしくお願ひしますというような内容だったのですが、あまりにも私の聞いているのと村の報告と話がずれているのですが、管理体制はどうなっているのかという話を聞きました。施設として入所者を預った以上、すべてにおいて見守りと管理はするべきと思います。その中で責任者の方で連絡がない。その人が仕事に行ったら、みんなが慌てふためいているので何これ、というような話になって実はねということになった。そういう状況の中で管理体制の組織図を見せてもらいました。最近全然作られていない。平成28年4月1日付の作成で、その中にはすでに退職されたメンバーの名前が入っている。そういう緊急連絡網という内容でした。あまりにも緊急体制になっていないな。あまりにもお粗末すぎる。これでお客様の大事な命を預かっているのかということをおもいました。村の中には、あと2つの介護施設があります。村として設置許可を出している以上、全部で3つの監督責任はどう思っているのか。

福祉保健課長 まず最初にほがらか荘という施設は、基本的に介護が必要な人が入る施設ではありませんので、職員が朝晩の検温などの見守りはしますが、直接介護をしている施設ではありません。他の2つは介護施設ですので、介護が必要な方をしっかり介護しております。基本的には違う部分がございます。もちろん、3つについては村の方で指定管理、委託をお願いしたり、介護施設と認めておりますので、村の方で管理、監督責任はあると認識しています。

板倉委員 ほがらか荘は集合住宅ですので、やはり見守りや管理はきちっとやられる部分だと私は思います。それについても後で話をしようと思っておりますが、ある警察を退職された方なのですが、どういう形で亡くなったのか、救急搬送された以上は、その場で息があったと捉えるべきとなると、じゃあ、と

りあえずは息があったのだからと。それがその場でもし息がなくなっていたとなると、それは警察騒ぎじゃないか、検死の問題もある。ましてや今一番最初に言ったように虐待とも考えられる。果たしてその辺はどうだったのか。社会福祉協議会には、第三者委員会があるが、その辺についての確認はしているか。

福祉保健課長 今回の案件については中をのぞいた時に倒れていらっしやっただので、すぐ心肺蘇生を行ったと聞いています。心肺蘇生を続けながら救急車を呼んだ。しかし、AEDは振れなかった。もう心臓は動いていないというような表示は出たが、蘇生は続けた。そうこうしているうちに、救急車が来て救急搬送して病院に行ったということです。

板倉委員 ここでその場で亡くなっていたとなると話は違ってくることになるのですが。

福祉保健課長 ただ、心肺蘇生をして、息を吹き返すこともあると思いますので、職員としては続けなくてはなりませんし、助かるという気持ちのもとでそういうことを行って救急車を呼んだということになると思います。

板倉委員 そういう部分では、救急車で運ばれた以上は、息があると蘇生できるという感覚で119番をして病院へ運ばれたと思うのですが、そういう部分についての先程言いました第三者委員会への確認はされていますでしょうか。

福祉保健課長 今回の件については、そういうふうな第三者委員会については、考えておりませんでした。また内部で検討して、どうするかという部分について確認してまいりたいと思います。

村長 今の事案は、初めて伺うことなのですが、施設に入っている方は、いずれも弱者であって、本来ならば施設に対してお礼を言う立場。先程の前段の件について虐待とかそういうことがあるのであれば、言語道断であると思います。後半については事実関係がいろいろあると思います。基本的には弱者であって、私もほがらか荘に毎年元旦に弁当の配食で皆さんに会っていますが、元旦でも一人で住んでいて、非常に弱者であるということなので、得てして惰性で日常のルーティーンの中で業務をこなすことはありますけれども、介護施設とこの件に関しては、やはりいつも緊張感を持ってきちんとやってもらわなければならないという気がします。場合によってはこれから担当課長の方で調査し、調べていただきますが、だめな場合は県に相談してどうしたらいいのかやってもらわないと、事故があつてからは本当に遅いので、村長としては徹底的にやらねばならないと考えています。

小熊委員長 他に、ご質問はございませんか。赤川委員。

赤川委員 今年から減反政策がなくなりましたので、伊彌彦米の生産農家は増えるのかなと思います。どのくらい増えたのかな、量的には去年と比べるとどのくらい増えたのかお聞きします。

農業振興課長 伊彌彦米につきましては、県認証のある特別栽培米コシヒカリということで定義をしてございます。昨年の数字は手元にないですけども、今年30年産の作付状況だけ申し上げますと5つの法人と3つの個人、また今年度からJAの特裁米部会の方でも県認証の取得の手続きをしてございます。トータルで254ヘクタールが県認証の伊彌彦米を名乗る基準を満たしたコシヒカリというような今年度の生産状況となっております。トータルのコシヒカリの作付面積が493ヘクタールとなっており、伊彌彦米として基準を満たしたコシヒカリの割合が、平成30年産については51.6%となっております。昨年の面積は手元にございませませんが、今年はコシヒカリの半分以上が伊彌彦米ということで基準を満たしています。今の見込みとしては、1,370トンほどが見込まれる。これはあくまでも10アール9俵、540キロ換算ですとそうなるということなので、今後の作況によっては収量の前後5%はあると思います。

赤川委員 ふるさと納税の方に伊彌彦米がいくかと思うのですが、お米がなくなると返礼品としてできないということをお聞きしましたが、返礼品には間に合うということですか。

農業振興課長 その辺につきましても平成29年産よりも多く確保するように伊彌彦米の基準を満たしている生産者の方にお問い合わせといたしますか、割り当てじゃないですけど、生産量は確保しているところです。昨年よりはふるさと納税の方の伊彌彦米は確保しております。

赤川委員 ふるさと納税が多くなっても、安心できるということなんですね。

小熊委員長 他に、委員の方でご質問はございませんか。(なし)

次に委員外の方で、質問、意見等ありましたら、発言を許します。安達委員。

安達議員 弥彦村におきましてホテル、旅館はありますが、最近観光地で全国的に流行っています、俗にいう民泊というのがあられるわけです。ちょっとした部屋を貸し出すというものなんですが、弥彦村にそういった許可を出しているところはありますか。

観光商工課長 弥彦村では0件です。

安達議員 弥彦村は0件ということはわかりました。特に多い所は京都とか外国人の観光客が主に利用しているように聞いております。実際に宿泊というと、飲酒、特にお酒を飲むような形になってくると消防法的にも避難がすぐに行えるようにというような規定があるわけです。ただ、民泊で2、3人あるいは4、5人という定義であれば、消防法の関係もそんなに厳しくないと思いますが、いずれにしても宿泊をさせるということになれば、保健所の関係、消防の関係、また税金の関係、いろいろあろうかと思えます。これから弥彦村にもそういった施設が出てくる可能性がありますので、いろいろと勉強しておいて

いいのではないかと思います。もう二つですが、弥彦村観光のホームページを見てますと以前のトップページに比べると若干にというか大幅に見栄えがしない状況にあるのですが、それはスマホ対応にしているからなのか。それからライブカメラ、防犯的な話がありましたが、今までですと一の鳥居前、県信前の交差点、弥彦駅前、それから竹田自動車の交差点にライブカメラがあったのですが、現在は動いていない。10分毎の静止画については出されていますが、すべて動いていないわけじゃないのですが、ずっとこういう状況です。一の鳥居前の平塩さんだけはあるのかな。故意に中止されているのか。その点を教えていただきたい。ホームページのトップページはいままでよりイメージダウンになっているような感じがいたします。

観光商工課長 弥彦村のホームページから観光協会にリンクして、飛ぶような形になってますし、もちろんスマホ対応となっています。カメラにつきましても、おもてなし広場のオープンに合わせて、少し台数を増やしまして、見れるような状況になっているはずなのですが。

安達議員 私の操作の仕方もあるのかもしれませんが。ライブカメラを見ると常時、お客さんがどれくらいいらっしゃるのかなというのがわかるのですが、10分の間隔の静止画というのは出てるように見えますが、以前のようなライブカメラにして頂きたいのですが、理由があって止められたのであれば、一般に公開するというのは個人情報的な観点から廃止したのかなと思ったりしたのですが、そういうふうには考えてないということなので、出来ればライブカメラで今まで通りに流してほしい。スマホ対応だけを考えているのか、一般的に観光ということになればスマホということになるかもしれませんが、両方の対応を検討していただきたい。

観光商工課長 観光協会のホームページのみで状況の動画を流しているのですが、観光協会のホームページは動いているかと思うのですが、最初静止画像の状態になっていて、ここをクリックというところをクリックするとライブで動いているところに繋がるのですが。

小熊委員長 安達委員、後でよろしいですか。

安達議員 後でご相談申し上げます。

村長 いずれにしても、利用者の方がわかりやすいものじゃないとだめだと思いますので、担当課長の方で検討してもらって。

観光商工課長 ちょっと戻りまして、先程の安達議員の消防に関する届け出に関してなんです、新潟県の方では民泊の制度に合わせまして、条例を制定したのですが、それに基づきますと届出住宅による火災発生等を防止するため、防止法令に適合していることを確認する必要があるために防止法令適合通知書の取得が必要になります。必ず民泊に関しましては、消防への届け出が必要に

なります。その他に食事を提供されたい、温泉を提供されたいということであれば、その都度それに適合する法律の届け出が必要になる状況になっています。

小熊委員長 他に、ご質問はございませんか。花井議員。

花井議員 今月14日の一般質問で本多啓三議員は、談合疑惑裁判の結果と対応について、原告の業者らは一審判決を受け入れると話していると、その対応を紹介された上で、村長もどのような判決結果になろうとも、原告とともに一審の判決を受け入れてほしいと話され、裁判の早期決着を求められたところである。それに対して村長は「申し訳ないが日本の裁判は三審制と承知しているとしかお答えできません。」として、場合によっては控訴の意思もあるのではと感じさせられた。3月議会の閉会時の村長の挨拶の中で、競輪の外部監査を上回る事案が出てまいりましたので、議会との対立はもう避ける。或いはそういう余裕はないと判断したという極めて慎重な気持ちを示された。その後、問題解決した今日では、その気持ちは大分変られたのではないかと懸念されるところである。私は小さな弥彦村の中で談合疑惑裁判については、いつまでも村内の業者と行政が裁判沙汰で争っていることは、村としても大変不幸なことではないか。談合疑惑で業者側が行政側を裁判に訴えを提起するという事例はあまり聞いたことがなく、数少ない事例ではないかと思ひまして村長のお気持ちもある程度は理解できるが、一方で業者側もそれなりの事情や理由もあったのではと考へている。村長は村民全体の親であり、また長である。そこで今は一審判決の結果を業者側と同じような気持ちの中で争いを避け、和解による解決を図るということを表示されることを期待するものである。このことは談合裁判の判決が出てからではこの種の話し合いは遅いのではと考へますが、村長の寛容な心を期待してお考へをお聞きします。

村 長 外部監査請求調査とこの談合疑惑は、まったく次元の違う話だと思っており、同列に扱うことはできないと私は判断している。この裁判については、私は訴えられている。私が訴えたんじゃない。私が訴えられたんです。元々行政を相手に裁判を起こすということは大変なことなんで、当然、私としては、原告側は最高裁まで争うだけの決意と証拠をもって裁判に臨んだと思っている。私も日本国の裁判制度が三審制である限り、それに従って行動したいと思っています。

花井議員 只今の村長のお話で裁判にかかわる手順はその通りだと思うが、どっちが勝つのか、どっちの理由が認められるのかは、判決が出てみなければわからない。だからわからない時点でこそ、決着をつける判断をして一村の長としての決意を表示されることが弥彦村の円満解決にはそれが一番、大人の長としての対応であると思うが村長のお考へを今一度お聞きしたい。

村 長 今の時点で円満に解決したいと本当に思われるのであれば、原告側

が裁判を取り下げればいい。訴えを取り下げてもらえば明日からでも、おしまいになる。

花井議員 それでは、原告側が訴えを取り下げれば、村長もそれに対して和解してもらえるのか。

村 長 原告側の訴えが取り下げられれば、私もそれに従います。

花井議員 行政的な処置もこれを取り消すということですね。

村 長 行政処置はわかりませんが、とにかく裁判はそれで終結すると思
います。

花井議員 村長の気持ちはそれなりに皆さんがお聞きしている通りでありま
すが、それに対する対応は、原告側に移る訳であります。弥彦村の円満のため
に一緒になってお力添えをいただきたく、それを期待して質問を終わります。

小熊委員長 他に、ご質問はございませんか。 (なし)

以上で、付託案件外についての質問意見を終わります。

次に、会期外の委員会調査活動についていかがいたしますか。ご異議がなけ
れば、最終日の本会議で議決を得たいと思いますが、これにご異議ございませ
んか。 (異議なし)

異議なしと認めます。したがって、そのように議長に申し入れたいと思いま
す。以上を持ちまして、本委員会の日程はすべて終了いたしました。厚生産業
常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(閉会午後2時27分)